

## 内部通報制度に関する規程

### (目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）の倫理規程等の諸規程または法令等に抵触する可能性のある事案（以下「通報事案」という。）に関する通報もしくは相談の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図ることを目的とする。

### (名称)

第 2 条 本規程において定める仕組みの名称を「全柔連コンプライアンスホットライン」（以下「ホットライン」という。）とする。

### (通報・相談窓口)

第 3 条 通報・相談の受付窓口（以下「内部通報窓口」という。）は、専務理事が指名し本連盟ホームページ上に公開する。

### (通報者・相談者)

第 4 条 ホットラインの利用者は本連盟の登録者、その親権者や代理人等のこれに準ずる者、および本連盟ならびに本連盟の加盟団体の役職員とする。

### (通報・相談の方法)

第 5 条 内部通報窓口への通報・相談は、実名とし、全柔連登録番号もしくは所属する団体名、連絡先を記載の上、封書又は電子メールにて行うものとし、使用する電子メールは、通報者において、内部通報窓口からの返信を受信可能な状態としておくものとする。

2 ホットラインの具体的な利用方法は、本連盟のホームページや広報誌等に掲載し、その周知を図るものとする。

### (不当な通報・相談の禁止)

第 6 条 通報・相談は、本連盟の登録者等、および本連盟ならびに本連盟の加盟団体の役職員等における不正行為等が存在し、または存在すると合理的に信ずる場合のみに行うものとし、個人的利益のみを図る目的、私怨または誹謗、中傷を目的とした通報・相談は行ってはならない。

### (本連盟の対応)

第 7 条 内部通報窓口に通報・相談された全ての通報事案は、法曹関係者である理事（以下「担当理事」という。）に報告され、担当理事が内容を精査の上、関係者と協議し、必要に応じて特別対策チームを設けて対応を指示するものとする。

(協力義務)

第 8 条 通報事案の対象とされた個人や団体等は、通報事案の対象とされた事実内容の調査に際して協力を求められた場合には、特別対策チーム等による調査に協力しなければならないものとする。

(通報者への報告)

第 9 条 担当理事は必要に応じて、内部通報窓口を通じて通報者に対して、対応方針および対応結果を報告するものとする。

(通報者の保護)

第 10 条 本連盟は、通報者が通報等をしたことを理由として、通報者に対するいかなる不利益となる取り扱いも行わないように、適切な措置を講じ、また関係団体にこれを講じさせるものとする。

2 本連盟は、通報者に対して不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、本連盟所定の規程等に従って、相当な処分を課すことができるものとする。

(守秘義務)

第 11 条 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、通報者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容を他に一切開示してはならない。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附則

- 1 この規程は平成 25 年 8 月 1 日より施行する。
- 2 この規程に定める事項は、第 1 条に掲げる目的の達成のために定期的に見直しを行うものとする。
- 3 この規程の改廃は常務理事会が設置されていない場合、理事会が行う。
- 4 この規程は平成 30 年 12 月 3 日より改正して施行する。
- 5 この規程は 2019 年 6 月 21 日より改正して施行する。